

要 請 書

2025 年 5 月 26 日

法制審議会 御中

再審法改正をめざす市民の会

要請の趣旨

現在開催中の法制審議会刑事法（再審関係）部会の会議を次回から公開してください。

要請の理由

今年 3 月 28 日に開催された法制審議会（以下「法制審」）第 202 回総会で、法務大臣諮問第 129 号に基づき、刑事法（再審関係）部会（以下「再審部会」）を新設することが決定され、翌 4 月 21 日に第 1 回会議が開催されました。

再審部会の審議については、冤罪被害者はもとより、多くの市民やメディア、そして国会や地方議会の関心も極めて高く、私たちは、当然会議は公開されるものと期待していましたが、残念ながら非公開でした。確かに、法制審の議事規則第 3 条には「会議は、公開しない」と規定され、部会を含め法制審の会議は非公開とされています。しかし過去には、特別議決により、法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」が、報道関係者に対して別室でモニター傍聴を許可した例があり、議事規則の改正なしに会議を公開することも可能なはずです（法制審第 165 回総会議事録 15 頁）。

この点、静岡新聞 4 月 28 日付ネット配信記事によれば、再審部会第 1 回会議後、会議の公開について法務省は「傍聴を特別に認めるかは総会の決議が必要だが、3 月の総会で要望はなく、後日ホームページで議事録と資料を公表する従来の運用にした」と説明したとされています。しかし、同総会の議事録を確認しても、再審部会の会議の公開のあり方について事務局から具体的な提案がなされた形跡はなく、事前に各委員に意見を聞いたことを伺わせる記述もありません。これは再審部会第 1 回会議の議事録を確認しても同様であり、然るべき提案もせずに、委員から要望はなかったとして従来の運用にした判断には疑問を抱かざるを得ず、会議の公開について法制審の事務局が消極的であることは明らかです。

そもそも、国の審議会の基本方針を定めた「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）によれば、「議事内容の透明性を確保する」ために「会議又は議事録を速やかに公開すること」が原則とされ、「速やかに公開する」ためには、会議自体の公開が望ましいことは言うまでもありません。現に同「基本的計画」で、法制審と同じく「基本的政策型審議会」に分類されている審議会のほとんどは議事録だけでなく会議を公開しており、オンライン傍聴や YouTube 配信を実施している審議会も少なくありません（情報通信審議会・中央教育審議会・社会保障審議会・社会資本整備審議会・中央環境審議会ほか）。少なくとも、法制審のように議事規則等で会議の原則非公開を明記している審議会は他に見当たらず、会議の公開に対する法制審の消極姿勢は際立っています。

今回の法制審諮問にあたって鈴木馨祐法務大臣は「国民の皆様方の中での関心が極めて高い」（3 月 28 日閣議後会見）、「スピード感を持ちながら、しっかりと取組を進めてまいりたい」（3 月 14 日閣議後会見）などと述べています。そうであればなおさら、法制審は再審部会の会議自体を公開して市民及び法務大臣の要請に答えるべきです。にもかかわらずこのまま会議を非公開にするのであれば、法制審が密室での審議に固執し、多くの市民が望んでいる公正でオープンな議事運営をするつもりがないからだと言わざるを得ません。

そのような批判を受けないためにも、私たちは法制審に対し、次回以降の再審部会の会議を公開するよう強く要請します。なお、公開の方法は、別室でのモニター傍聴やオンライン傍聴など、会議室内での直接傍聴にこだわるものではありません。

以上